

「人権の擁護（令和4年度版）」（法務省人権擁護局）では、性同一性障害だけではなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる人々に対する偏見や差別があることが指摘されています。

学校においても、こうした性に対する悩みを打ち明けられず、心身への負担を大きくしている児童生徒が在籍している可能性があり、児童生徒が相談しやすい環境を整え、一人一人が安心して過ごせる環境づくりを進める必要があります。

## 教職員が自らの性の多様性について学び、理解を深めることが重要です。

【参考資料】 研修実施に当たっては、次の資料も参考にしてください。



- 北海道「みんなが自分らしく 性の多様性を考える」（平成29年3月）
- 北海道教育委員会「教職員向け資料『性同一性障害の理解のために』」  
[http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/H26tuuchi\\_01/270106-no919.pdf](http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/H26tuuchi_01/270106-no919.pdf)（平成27年1月）
- 北海道教育委員会「教職員向け指導資料『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応について』」  
[https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/1/8/2/0/7/6/\\_/290628\\_no.278.pdf](https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/1/8/2/0/7/6/_/290628_no.278.pdf)（平成29年6月）
- 北海道教育委員会「教職員研修資料『性的マイノリティとされる児童生徒へのきめ細かな対応について』」  
[https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/1/8/2/0/7/7/\\_/kenshushiryo20210623.pdf](https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/1/8/2/0/7/7/_/kenshushiryo20210623.pdf)（令和3年6月）
- 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)  
（平成28年4月）
- NITS独立行政法人教職員支援機構「学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち：校内研修シリーズ」  
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>

## 1 性的マイノリティに関する課題と対応

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第2条においては、性同一性障害者とは、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」とされます。

このような性同一性障害については、学校生活で特別な支援が必要な場合があることから、児童生徒の心情等に配慮した対応が求められます。

また、「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。

LGBTとは、Lがレズビアン（Lesbian女性同性愛者）、Gがゲイ（Gay男性同性愛者）、Bがバイセクシュアル（Bisexual両性愛者）、Tがトランスジェンダー（Transgender身体的性別と性自認が一致しない人）、それぞれ四つの性的なマイノリティの頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉です。

このうち、LGBは「〇〇が好き」というような性的指向に関する頭文字ですが、Tは「心と体の性別に違和感を持っている」性別違和に関する頭文字で、性的指向を表す頭文字ではありません。

また、いわゆる性的マイノリティは、この四つのカテゴリーに限定されるものではなく、LGBTのほかに、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在します。なお、Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）の英語の頭文字をとった「SOGI」という表現が使われることもあります。



## 2 多様なセクシュアリティ

### 性的指向 (Sexual Orientation)

性的指向 (セクシュアルオリエンテーション) とは、どの性別の人を好きになるかということです。

異性を好きになる人もいれば、同性あるいは両性を好きになる人もいます。また、好きになる相手の性別は問わない人もいれば、男性、女性どちらに対しても恋愛感情をあまり抱かないという人もいます。人は、それぞれの性的指向を持っていますが、それは自然の感情であり、自分の意識で決めるものというよりは、成長とともに気付くものであるといえるでしょう。

**同性愛**  
レズビアン／ゲイ  
(Lesbian／Gay)

- ・ 性的指向が同性に向いている。
- ・ 自分と同性の人を恋愛や性愛の対象とすることを同性愛といいます。女性を愛する女性のことをレズビアンといい、男性を愛する男性のことをゲイといいます。

**異性愛**  
ヘテロセクシュアル  
(Hetero-Sexual)

- ・ 性的指向が異性に向いている。
- ・ 自分と違う性の人を恋愛や性愛の対象とすることを異性愛といいます。

**両性愛**  
バイセクシュアル  
(Bisexual)

- ・ 性的指向が男女両性に向いている。
- ・ 同性も異性も恋愛や性愛の対象となります。

### 性自認 (Gender Identity)

性自認 (性の自己認識) とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ (性同一性) を持っているかということです。

**シスジェンダー**  
(Cisgender)

- ・ 出生時の身体の性は男性で性自認は男性というように、身体の性と性自認が一致している人のことをシスジェンダーといいます。

**トランスジェンダー**  
(Transgender)

- ・ 身体の性は男性で性自認は女性というように、身体の性と性自認が一致しないため身体の性に違和感を持ったり、出生時の身体の性とは異なる性で生きることを望む人をトランスジェンダーといいます。

### LGBT とは？ LGBT 以外のセクシュアリティ

LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった組み合わせです。また、LGBT以外にも様々なセクシュアリティ (性) があり、最近ではLGBTQ、LGBTQ+と表現されることもあります。

**LGBT以外の  
セクシュアリティ**

- アセクシュアル、エイセクシュアル (Asexual)
  - ・ 男性・女性どちらに対しても、恋愛感情や、いわゆる性愛の感情を抱かない人。
- エックスジェンダー (X gender)
  - ・ 性自認を男性・女性のいずれでもある、いずれでもない、中間 (中性)、流動的といった認識を持つ人。
- クエスチョニング (Questioning)
  - ・ 自分自身の性的指向や性自認が揺らいでいる、分からない、決められない、または、決めない人など。
- プラス (+)
  - ・ LGBTQには当てはまらないセクシュアリティを持つ人。

### 3 性的マイノリティに係る児童生徒へのきめ細かな対応

#### 性的マイノリティに関する理解と学校における対応

性的マイノリティに関する大きな課題は、当事者が社会の中で偏見などの差別を受けてきたことです。このような性的指向などを理由とする差別的取扱いについては、不当なことです。いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。学校においては、具体的に以下のような対応が求められます。

##### ①学級・ホームルームでの取組

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない生徒指導や人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

教職員としては、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性的マイノリティとされる児童生徒全般に共通するものです。

##### ②相談体制の整備と教職員の理解

性的マイノリティとされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

そのためには、まず教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。

##### ③組織的な対応

当該児童生徒の支援は、最初に相談（入学などに当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」をつくり、ケース会議などのチーム支援会議を適時開催しながら対応を進めます。

教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどに留意が必要です。一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し組織で対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得る働きかけも忘れてはなりません。

##### ④学校生活での各場面における支援

###### 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

服装	・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・ 髪形を一定の範囲で認める。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」  
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知 平成27年4月)

学校においては、性的マイノリティとされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

性的マイノリティとされる児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々です。また、こうした違和感は、成長に従い減ずることも含めて変動があり得るものとされているため、学校として、先入観をもたず、その時々の子どもの状況などに応じた支援を行うことが必要です。さらに、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があります。

医療機関を受診して診断がなされなかった場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向などを踏まえつつ、児童生徒の悩みや不安に寄り添い、支援を行うことは重要です。

## ⑤指導要録への記載

指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行い、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更などを行った者から卒業証明書などの発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応します。

# 性的マイノリティに関する学校外における連携・協働

## ①当事者である児童生徒の保護者との関係

保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安などを受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要です。保護者が受容していない場合にも、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止などを進めることを目的として、保護者と十分に話し合い、支援を行っていくことが考えられます。

## ②外部講師を活用した研修

教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭に限らず、全ての教職員を対象とした研修などが考えられます。また、学校の管理職についても研修などを通じ適切な理解を図るとともに、学校医やSCを講師とした研修などで、性の多様性に関する課題を取り上げることも重要です。

## ③医療機関との連携

医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者などに対する説明のための情報にもなります。また、児童生徒が性に違和感を持つことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識を持っているとは限らず、そもそも性同一性障害なのか、その他の傾向があるのかも判然としていない場合もあることなどを踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携を図ることが重要です。

道内においては、専門的な医療機関が少なく、専門医や専門的な医療機関については関連学会などの提供する情報を参考とすることも考えられます。医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則ですが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合でも、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることはその後の有効な支援に結びつきます。

## ④その他の留意点

以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、学校は、個別の事案における本人や家庭の状況などに応じた取組を進めることが肝要です。

参考：みんなが自分らしく性の多様性を考える（平成29年3月 北海道）  
生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）  
監修：宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴